平成２２年（フ）第１号
神奈川県小田原市鴨宮595番地の19　エルム鴨宮103
債務者　池田　美香
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６９号
神奈川県平塚市東八幡３丁目15番16―５―106号　平塚ニューライフ
債務者　甘糟浅一郎
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１７３号
神奈川県伊勢原市小稲葉2923番地の１
債務者　伊東　幸司
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２０４号
神奈川県厚木市妻田南１丁目９番11号　アイプログレスビル202
債務者　小栗　真理
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２０７号
神奈川県平塚市広川651番地の１
債務者　星野ひろみ
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２１０号
神奈川県伊勢原市笠窪315番地の１　コーポラス桐の木
債務者　福家渉一郎
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１４０号
新潟県新潟市東区山木戸１丁目９番12号　コーポ倉田204号
債務者　菅原多佳子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５５号
新潟市西区小針２丁目23番７号　グリーンハイツ102号
債務者　若槻　静江
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５９号
新潟市東区中野山５丁目３番８号
債務者　阿部　良雄
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６７号
新潟市中央区湊町通４ノ町3340番地　グリーンハイツ102号、前住所新潟市中央区本町通４番町281番地
債務者　佐藤　　孝
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５９号
名古屋市南区南野２丁目262番地
債務者　杉本　弘美
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２５号
愛知県春日井市大泉寺町144番地３
債務者　梶田　好美
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２６号
愛知県春日井市大泉寺町144番地３
債務者　梶田多賀子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４８号
愛知県愛西市勝幡町大縄場2794番地７
債務者　大野　幸雄
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１９号
名古屋市南区豊２丁目12番57号　南豊第二住宅２棟404号
債務者　小又久美子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２０号
愛知県一宮市馬見塚735番地　日置アパート15号
債務者　中山　政信
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１４１号
愛知県一宮市祐久字八間城77番地
債務者　渡邉美由紀
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１４６号
愛知県一宮市大和町苅安賀字観音堂118番地
債務者　舩引　圭子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで　名古屋地方裁判所一宮支部